

<p style="text-align: center;">キャッチセールス</p>	<p style="text-align: center;">架空請求</p>
<p>【問】繁華街で声をかけられ「モデルのオーディションを受けてみないか。応募用写真の撮影のために美颜エステをした方が良い」と言われ、エステ店に連れて行かれた。無料体験の後に30万円の美容器具を契約してしまった。 [20歳代・女性]</p> <p>【答】キャッチセールスは、街頭や駅前などで声をかけ、事務所等へ同行させ、商品やサービスを契約させます。チラシを配ったり、アンケートと言って呼び止めることもあります。「アンケート」「無料体験」でついていくと高額な化粧品やエステ、健康食品、美颜器などを強引に勧められ、「お金が無い」と断ってもクレジット払いで契約させられてしまい、支払いができないというトラブルもあります。万が一、契約してしまった場合でも、キャッチセールスは特定商取引法の訪問販売に該当するので、法定書面を受け取ってから8日間以内であれば、クーリング・オフ制度により無条件で契約を解除できます。</p>	<p>【問】①携帯電話に「アダルトサイト料金が未納だ。今日中に連絡をしないと訴える」という内容のSMSが届いた。 [20歳代・男性]</p> <p>【問】②スマートフォンに「サイト利用無料期間中に退会手続きをしていないため、会費が発生した。法的手続きを執り、給与差押さえる。放置すると信用情報機関に延滞情報が記載される。取下げ期限は本日の22時までだ」というメールが届いた。 [20歳代・女性]</p> <p>【答】①・②の事例はいずれも「架空請求」といわれる詐欺の手口です。業者からの連絡や請求は無視する事です。身に覚えのないメールだと思ったら、削除しても問題はありませぬ。迷惑メールの受信拒否設定も有効な対策とされます。電話での請求には「身に覚えはありません。」などとはっきり、毅然とした態度で電話を切りましょう。この手口は巧妙であの手この手で、消費者を動揺させ請求してきます。絶対に自分の個人情報教えないようにしましょう。対処法が分からない時は、消費生活センターにご相談ください！</p>
<p style="text-align: center;">マルチ商法</p>	<p style="text-align: center;">SNS等をきっかけとしたトラブル</p>
<p>【問】高校の同級生に遊びに誘われ、ファミレスに行くと知らない男性がいて、「簡単に儲かる。健康食品を購入し、それを販売する仕事をしない？人を紹介すると紹介料が入る。」と言われた。加入するには30万円が必要と言われ、お金がないという消費者金融で借りるように指示された。会員契約したが、人を紹介する自信がない。解約したい。 [20歳代・女性]</p> <p>【答】友人や知人などに「必ず儲かる」などと言われて販売組織に入会した人が、さらに別の人を加入させると利益が得られるピラミッド式の仕組みの商法です。ネットワークビジネスなどと説明することもあります。入会時の説明と違い、実際、商品は売れず、一人も勧誘できず、たくさんの在庫を抱え、返済ができなくなってしまうこともあります。商品は、健康器具、化粧品、DVDなど様々です。友人や知人を勧誘するので、信用を失い人間関係を破綻させる商法といわれます。マルチ商法は特定商取引法の連鎖販売取引にあたるので、契約してしまっても、契約書面を受け取ってから20日間以内であれば、クーリング・オフ制度により契約解除ができます。また、クーリング・オフ期間後でも、組織の加入契約はいつでも解除でき、契約して1年以内で、商品を受け取ってから90日以内の未使用品は、価格の上限1割を負担して解約できる中途解約制度があります。儲け話、うまい話には注意しましょう。</p>	<p>【問】就職のために引っ越してきたので、友達もなく寂しい生活を送っていた。突然、SNSで見知らぬ女性から「友達になって」のメッセージが届いた。その後、何度かメールのやり取りをしているうちに「会いたい」と言われるようになった。デート気分で作束をした喫茶店に出向いたら「私のデザインしたアクセサリーを見て欲しい」と言われ、そのまま展示会場に連れて行かれた。女性に「結婚する時に必要だから」と高額なダイヤの指輪を勧められ、嫌われたくないという思いからローンで契約してしまった。その後、8日過ぎたら彼女と連絡が取れない。ダイヤの指輪は必要ないし、ローンの支払いも困難だ。どうしたら良いか。[20歳代・男性]</p> <p>【答】恋愛感情を巧みに利用する商法は「デート商法」と言われています。最近では、突然の電話やメール、SNSや出会い系サイトで知り合った異性がセールスマンだったというケースが増えています。好意を持った異性に嫌われたくないという思いから契約してしまうことが多いようです。また、販売の目的を隠し電話で呼出し、高額なアクセサリーなどを契約させる手口をアポイントメントセールスとも言います。アポイントメントセールスは、「特定商取引に関する法律」の訪問販売にあたるので、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフ制度により無条件で契約解除できます。クーリング・オフは必ず書面で通知することが必要です。もし、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、勧誘時に不実を言われた、重要な事実について故意に説明しなかった場合などは契約を取り消すことができる場合もあります。SNSで急接近してくる異性にはご注意ください！</p>